

諸外国における環境総合計画等の動向に関する総括表

1. EU
2. オランダ
3. 英国・ドイツ
4. 米国・カナダ

諸外国における環境総合計画等の動向に関する総括表（EU）

国名	EU	
計画名	第6次環境行動計画(6th Community Environment Action Programme)	より良い世界のための持続可能な欧州(COM(2001)264:A Sustainable Europe for a Better World) 持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ(COM(2002)82:Toward a Global Partnership for Sustainable Development)
策定期間	2002年	2001年、 2002年
策定根拠	1972年の首脳会議で、環境行動計画の策定を共同体機関に命じることを合意。	1997年の「アジェンダ21実行計画」等を踏まえ、1999年12月のヘルシンキ欧州理事会において、欧州委員会に持続可能な開発戦略の策定を命じることを合意。
策定主体	欧州委員会(Commission of the European Communities)	欧州委員会(Commission of the European Communities)
承認主体	欧州議会及び理事会	欧州理事会
計画対象期間	2011年	特に定められていない
計画見直し頻度	4年後に点検を行い、必要に応じて修正（実績：1973，1977，1982，1987，1993，2002）	特に定められていない（2005年中に見直す予定）
計画の主目標	<p>補完性原則や地域の多様性を考慮しつつ、環境負荷と経済成長の相関関係の切り離し（デカップリング）、高い水準で環境を守るための環境政策の枠組みを定める。 優先課題は、次の通り。</p> <p>温室効果ガスの排出削減 自然システムの構造と機能と生物多様性の保護 汚染物質が人の健康に影響を与えないレベルの環境と持続可能な都市の開発によって高い生活の質に貢献 資源生産性及び資源・廃棄物管理の改善によってより持続可能な生産と消費パターンを実現。</p>	<p>は、持続可能な開発に向けた主要課題として 「気候変動・エネルギー対策」 「公衆衛生の改善」 「天然資源の適正管理」 「交通システムと土地利用の改善」 「貧困と社会的疎外者対策」 「高齢化対策」などを掲げている。</p> <p>は、グローバル・パートナーシップを進めるための課題として 「持続可能な開発のための貿易」 「貧困対策と社会的発展」 「資源・環境の持続可能な管理」 「政策統合」 「ガバナンスの改善」 「財政措置」などを掲げている。</p>
定量的目標・指標	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動についてのみ定量的目標を導入している。 例：京都議定書の約束(2008年～2012年平均で1990年比-8%)を達成 エネルギー利用に占める再生可能エネルギーの割合を2010年までに12%にする。 ・ヘッドライン指標、環境の状態と傾向を示す指標及び統合指標について、欧州環境庁より定期的な情報提供がなされる旨の規定がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共に、一部の分野で定量的目標を掲げている。 例：京都議定書の約束(2008年～2012年平均で1990年比-8%)を達成するとともに、大気中の温室効果ガス排出量を2013年～2020年の間、対1990年比平均1%削減。
計画の範囲	EUの持続可能な開発戦略の環境面の基礎となる。基本的に環境問題の各分野の範囲に収まっている。	環境問題の各分野以外では、貧困・社会的疎外者対策や高齢化問題、世界の持続可能な開発のための貧困の克服等がある。 のEU域内の社会問題分野の取組は、2000年に策定されたリスボン戦略に基づく。
計画の実効性の確保のための施策	4年後に欧州委員会が計画の実施状況を点検し、計画の修正に関する提案を含む中間報告を欧州議会及び理事会に提出。点検は指標に基づいて行う。	欧州理事会において、毎年、戦略の進捗状況の点検を行う。点検に際しては、指標を活用する。
参加を促す仕組み	関係者に協議の機会を確保するガバナンスの開発、コミュニティファイナンスを含む適切な支援を通じた環境NGOの参加の促進、オース条約の早期批准等。	隔年の関係者フォーラムの開催等。
その他特徴的な事項	自主協定、経済的手法の奨励	グローバルパートナーシップの重視。

諸外国における環境総合計画等の動向に関する総括表（オランダ）

国名	オランダ	
計画名	第4次国家環境政策計画(Fourth National Environmental Policy Plan)	国家持続可能な開発戦略(A National Strategy For Sustainable Development : What choices must the government make?)
策定期間	2001年	2001年
策定根拠	環境管理法(Wet milieubeheer)	1997年に国連がサミット参加国に対して行った持続可能な開発に関する国家戦略策定の要請(「アジェンダ21実行計画」)
策定主体	住宅・国土計画・環境省(VROM)を中心とした多数の省庁	閣議主導による省庁横断的な組織(環境大臣、経済外事大臣、都市開発統合大臣は常任メンバー、他大臣は必要に応じて参加。)
承認主体	議会	閣議
計画対象期間	2030年(テーマによっては2010年時点などの中間目標を設定)	5年後または10年後
計画見直し頻度	4年(NEPP-1:1989, NEPP-2:1993, NEPP-3:1998)	定められていない(実績:2001年に初策定)
計画の主目標	<p>望ましい30年後の状況として 「環境政策は、現在及び将来、どこにおいても、世界の生物多様性への影響や自然資源の枯渇をもたらさないで、魅力的な生活環境や周辺のダイナミックな自然地域における安全で健康な生活の実現に貢献するものであるべきである。」 とし、以下の7つの主目標を挙げている。</p> <p>持続可能なエネルギーシステムへの移行(排出、エネルギー、移動) 【地球温暖化、大気汚染、資源管理、低公害車・クリーンエネルギーへのシフト等】 生物多様性と自然資源:持続可能な利用への移行計画 【生物多様性の観点からの食料供給・貧困撲滅・気候変動、自然保護、資源管理、遺伝素材等】 環境、自然、農業:持続可能な農業への移行【水環境、湿地保全、化学肥料、殺虫剤等】 化学物質政策改革【化学物質に関するプロファイルの作成、データ収集・公表、リスク評価】 外部安全政策の改革【ハイリスク事業者の管理等】 環境・人間の健康政策改革【放射線、バイオテクノロジー、食の安全】 上質な生活環境のための環境政策改革【騒音、越境環境問題】</p>	<p>持続可能な開発について 「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」 (リオデジャネイロUNCED会議における定義) と位置づけ、これを実現するために、世界のスケールにおいて貧困のギャップを改善することとしている。 また、経済、社会文化、生態系の側面からの関係を考慮することが重要であり、オランダのみならず世界全体のため、現在のためのみならず将来世代のために考慮することが重要としている。</p> <p>目標を掲げたテーマは5つ 人口【雇用、社会一体性】 知識【職、教育、介護、研究開発等】 気候【地球温暖化、エネルギー、交通】 水【治水、水資源】 生物多様性【生物多様性、自由貿易政策と生物多様性、世界食糧危機と生物多様性】</p>
定量的目標・指標	上記の7分野に対応した主要目標を提示しており、一部定量的な目標も導入している。 例:CO ₂ 排出量を1990年比で40-60%削減(2030年) 2030年までに20万~30万haの農地を湿地に転換	上記の5テーマに対応した目標を提示しており、一部定量的な目標も導入している。 例:高水準の雇用(労働力の70%)を達成
計画の範囲	基本的に環境問題の各分野の範囲に収まっている。	環境問題の各分野のみならず、人口、知識といった分野も含んでいる。
計画の実効性の確保のための施策	環境データ概要の発行 環境バランス(報告書)の発行 政策及び計画レベルでの環境影響評価 住宅・国土計画・環境省(VROM)の環境管理システム 計画策定過程でいくつかの政策評価を実施	内閣が、地方公共団体、民間、市民、その他の機関の実施活動を把握した上で、同戦略に関する公衆のレビューを実施
参加を促す仕組み	持続可能な開発へ向けたシステムの改革として、参加の促進に関連する取組を政府の役割として示している。	記述なし
その他特徴的な事項	持続可能性に反する補助金の削減、排出権取引等の経済的手法の導入	戦略開発にあたり、政府は以下の3つの原則を重視 すべての関係者に対して課題を明らかにするとともに、正しい方向に発展が進むよう、長期的統合的な目的策定 政府、ビジネス社会、市民の協力 国際協力

諸外国における環境総合計画等の動向に関する総括表（英国・ドイツ）

国名	英国	ドイツ
計画名	未来を確かなものに (Securing the Future)	国家持続可能な開発戦略 (Perspectives for Germany - Our Strategy for Sustainable Development)
策定期間	2005年	2002年
策定根拠	1992年の地球サミットで合意された「アジェンダ21」の要請に応え、1994年に最初の戦略を策定。	ヨハネスブルグ・サミットを控えドイツとして貢献を明確にすること等を目的として閣議決定
策定主体	英国政府 (Her Majesty's Government)	政府内に設けられたドイツ持続可能な開発会議事務局 (Office of the German Council for Sustainable Development: RNE) が案を作成
承認主体	議会	閣議決定
計画対象期間	特に定められていない	5年間
計画見直し頻度	特に定められていない (実績: 1994, 1999, 2005)	状況に応じ、更新、発展させるべきものであることを明記 (実績: 2002に初策定。2004年にモニタリング報告書を発表)
計画の主目標	<p>「世界中のすべての人について、基本的な欲求を満たし、より良い質の生活を享受することを、将来世代の生活の質を損なうことなく、可能とすること」を目的とし、重点分野として次の目標を掲げる。</p> <p>持続可能な消費と生産 【生産・消費における環境効率性向上、グリーン購入、3R等】 気候変動とエネルギー 天然資源の保護と環境の改善 【生物多様性、農業、漁業、土地利用、土壌環境、水環境、大気汚染、治水等】 持続可能なコミュニティとより公正な世界の創造 【コミュニティ活動、犯罪、雇用、貧困、福祉、教育、健康、モビリティ、交通アクセス、社会的公正、住民サービス、住環境、国際協力等】</p>	<p>持続可能な開発モデルの大きな柱として下記の4項目を掲げている。またこれらをさらに細分化している。</p> <p>「世代間の平等」【資源管理、地球温暖化、土地利用、生物多様性、国家債務、資本形成、教育等】 「生活の質」【モーダルシフト、農業・有機栽培、大気汚染、早期死亡、犯罪】 「社会的団結」【雇用、福祉、雇用機会均等、外国人受入】 「国際的責任」【開発協力、市場開放】</p>
定量的目標・指標	<p>各分野で戦略の進捗状況を示す68の指標が設定されている。指標には、関係する公的サービス合意 (Public Service Agreements) やその他関連施策が併せて示されている。</p> <p>例: 2010年までに温室効果ガスの排出を対1990年比12.5%、CO2の排出を20%削減。</p>	<p>4つの柱の下に、持続可能な開発に向けて定期的にどの段階まで達成できたかを明らかにするために、21の指標が設定されている。</p> <p>例: 2020年のエネルギー及び原材料の生産性を各々1990年、1994年の約2倍にする</p>
計画の範囲	気候変動をはじめとする環境問題の各分野の記述が中心だが、「持続可能なコミュニティ」では、犯罪、雇用や貧困、教育、健康等、様々な社会問題を網羅する。	4つの主目標を達成するため、環境問題の各分野のみならず、国債の削減、年金・福祉、雇用・収入、生活空間、良質な学校、多様な文化的機会を伴う暮らしがいのある町といった要素を幅広く記述している。
計画の実効性の確保のための施策	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府は、当戦略に基づく実施計画を2005年12月までに策定し、2006年12月までに第1回目の実績報告を行う。 独立した監査機関である「持続可能な開発委員会」を強化、等。 	<ul style="list-style-type: none"> 2年ごとに政府が指標がどのように変化したかなどについて、点検し、報告書を作成 政策及び計画レベルでの環境影響評価 公的事業の委託に際しての環境管理システムの取得の条件化へ向けた取組
参加を促す仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 「コミュニティアクションプラン2020」を策定し、地域での持続可能な開発に対する取組を促進、等。 	<ul style="list-style-type: none"> 7つの重要なテーマ (エネルギーの効率的利用等) について、参加を促す具体的なプロジェクトを紹介している例がある。 (例) エネルギー効率について、家庭の電力効率利用キャンペーンの実施
その他特徴的な事項	地域コミュニティの重視、世界の持続可能な開発の支援、統合的アプローチ	環境税、排出権取引等の経済的手法の導入

諸外国における環境総合計画等の動向に関する総括表（米国・カナダ）

国名	米国	カナダ
計画名	環境保護庁戦略計画(EPA Strategic Plan)	持続可能な開発戦略(Sustainable Development Strategy) 本稿では環境省の計画を中心に紹介(Environment Canada's Sustainable Development Strategy 2004-2006)
策定時期	2003年	2004年
策定根拠	Government Performance and Results Act(GPRA)に基づく環境保護庁の戦略計画	1992年の「アジェンダ21」等を契機とする1995年会計検査院法(Auditor General Act)改正により、各省庁に持続可能な開発戦略の策定が義務付けられた。
策定主体	環境保護庁(U.S. Environmental Protection Agency: EPA)	29省庁が個別に策定
承認主体	議会	議会
計画対象期間	今後5年間及びそれ以降	2004年 - 2006年
計画見直し頻度	特に定められていない(実績:1997, 2000, 2003)	少なくとも3年ごとに更新(環境省の実績:1997, 2001, 2004)
計画の主目標	以下の5つの主目標を掲げ、この主目標の下に目的、サブ目的、戦略ターゲットと個々の目標がブレイクダウンされている。 清浄な大気と気候変動【大気汚染、地球温暖化、放射能等】 清浄で安全な水【水環境】 土地の保全と回復【廃棄物、土壌環境】 健全なコミュニティと生態系【化学物質、コミュニティの生活環境、自然環境】 制度の遵守と環境管理【モニタリング、政府・コミュニティ等のグリーン化、その他環境管理等】 また、「パートナーシップ」、「情報」、「革新」、「人的資源」、「化学」、「国土安全保障」、「経済と政策の分析」の分野横断目標戦略も掲げている。	省庁共通のガイドラインにおける達成目標は以下の5点 自然資源の維持【資源管理】 カナダ人の健康及び生態系の健全性の保護【化学物質、大気汚染、自然保護等】 国際的義務への対応【地球温暖化、生物多様性等】 公平の促進【世代間公平、地域間公平】 生活の質と健康・福祉の改善【環境効率性の向上、研究開発、健康・福祉等】 環境省が中心となって行うべき戦略の主要テーマは以下の4点 政策決定の基礎となる科学的な環境データの充実 革新的手法の使用 持続可能な開発のためのパートナーシップ 持続可能な開発の管理
定量的目標・指標	5つの主目標と20のサブ目的の下に戦略ターゲットとして約135指標が設定されている(定量的な指標も一部存在)。 例:2010年までに670万トンの二酸化硫黄、2008年までに300万トンの二酸化窒素を削減。	1997年策定の計画では定量的な指標があったが、2001年策定の計画以降は記述がない。
計画の範囲	基本的に環境問題の各分野の範囲に収まっているが、横断的目標の中では、人的資源の育成(EPA職員)、国土安全保障、パートナーシップ等を位置付けている点が特徴的である。国土安全保障としては、重大なインフラの保護、準備・対応・復旧、コミュニケーションと情報、EPA職員の安全確保に重点をおいている。	各省共通の策定ガイドラインでは、生活の質と健康・福祉の改善を達成目標として掲げており、生活の質や健康、福祉といった金銭価値で測れない事項についての進捗具合の計測を拡大すべきものとしている。
計画の実効性の確保のための施策	毎年、進捗状況を議会に報告し、これを基に議会が年次評価報告書を作成 連邦会計監査院による監査 政策及び計画レベルでの環境影響評価	持続可能な開発検査官によるモニタリング、環境報告書の議会への提出等 各省庁自身による点検と業績報告書の議会への提出 政策及び計画レベルでの環境影響評価
参加を促す仕組み	目標横断的戦略の一つとしてパートナーシップを掲げている。特に州政府と協定を結び計画の共同作成、情報戦略等に取り組むパフォーマンス・パートナーシップ制度が特徴的。	パートナーシップを4つの主目標の一つとして挙げている。 (例)生物生息地管理プログラムで先住民組織、地権者、資源利用者、州政府、教育機関ほか幅広いパートナーシップの形成
その他特徴的な事項	上記パフォーマンス・パートナーシップ制度。	税のグリーン化(自然保護が必要な土地を寄付して税額控除を受けるエコロジカルギフトプログラム等)、排出量取引制度(オフセットシステム)の開発・導入等